

議事日程(3)

平成30年12月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

追加日程第1 田島議員に対する議員辞職勧告決議案について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸	副町長 中西新吾	教育長 三柁賢二
モーターボート競走事業管理者 大長光信行	会計管理者 村尾正一	総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 池上亮吉	芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳	財政課長 柴田敬三
都市整備課長 松浦敏幸	税務課長 縄田孝志	環境住宅課長 井上康治
住民課長 藤永詩乃美	福祉課長 吉永博幸	健康・こども課長 濱村昭敏
産業観光課長 溝上竜平	学校教育課長 新開晴浩	生涯学習課長 本石美香
競艇事業局次長 藤崎隆好	企画課長 浮田光二	事業課長 木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 1 2 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名でございます。したがって会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 5 番、妹川議員の質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番、妹川です。質問をする前にですね、一言、皆様方にお知らせしておきたいことがあります。

先日、質疑の時間にですね、私が発言中にある議員が手を挙げ、議長がその方の名前を指名し、そして、その方は発言されました。また、やじが出ました。そういうことについては、議員必携にも書かれておりますが、質疑及び一般質問における発言者の途中にですね、そういう発言はしてはならないと発言者の保障をするということになっております。そのことについて、議会事務局長を通して議長に申されたところ、議長はですね、申しわけなかったというふうに謝罪されましたので、私はそのことについては、敬意を表しています。そういう意味で、この議場の中で、その一般質問をしているときにやじとか挙手をするとかいうことは、お互いに謹んでいかなければいけないということで、議長は注意をされたということですけども、皆さん方にそのことについては、御理解していただきたいと思って、ちょっと話させていただきました。ありがとうございます。

では、通告書に従って説明をしていきます。

件名 1、いじめ防止対策協議会条例制定の進捗状況について。いじめ問題は、今や学校の最重要課題となっています。いじめ自殺という痛ましい事象に対し、国は平成 25 年 6 月、いじめ防止対策推進法を成立させました。しかし、推進法が施行されて 5 年が経過しているにもかかわらず、その後もいじめ自殺がニュースで取り上げられるなど悲惨な事案は後を絶ちません。その原因は同法の周知徹底がなされていなかった上、いじめ防止対策組織そのものも機能していなかったことという事実が明らかになっています。

そこで、本年 3 月議会にて、私はいじめの定義やいじめ防止対策推進法の理念を推進するため、

教育委員会はどのような対策を講じてきたかという問いに対し、特にいじめ問題対策連絡協議会は組織していないとの回答でした。いじめ防止対策を実効性のあるものにするためには、条例を制定するべきではないかとの問いに対し、課長は、議員の思い、意見はしかと受けとめました。教育委員会定例会で検討するとの前向きな回答で、したがって下記の点について問います。

1 番、いじめ防止対策協議会条例制定に向けての進捗状況はどうなっているでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

ことしの3月議会における妹川議員の発言にもありますように、平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行されました。そしてその中で、学校におきましては基本方針の策定が義務、市町村自治体におきましては基本方針の策定は努力義務、そして条例の制定につきましては可能という表現でありましたので、この法の制定を受けまして、芦屋町を含めた郡内4町で、基本方針を策定すべきか、条例まで策定すべきかを、議論を重ねてまいりました。その結果として、郡内4町では、平成26年の段階では、条例の制定までは必要ない。努力義務ではあるが市町村としても基本方針は策定しようということで、平成26年度に基本方針を策定しております。このようにまた郡内でもですね、合同で協議を重ねた経緯がありましたので、まずことしの夏に郡内の学校教育担当課長会議のほうで、私のほうからいろいろ議論を重ねた結果ではあるが、もう4年経過して、さまざまな事情により、芦屋町としては条例の検討を始めたいという旨の告知をいたしました。これはもう郡内で申し合わせ事項を変更するので筋を通しております。そして、現在の進捗状況についてですが、教育委員会定例会におきまして、条例制定について検討していただくよう提案している段階です。条例の制定の可否について、また、条例を制定するならば、いじめ防止対策推進法の規定にある、いじめ問題対策連絡協議会の委員や附属機関、いわゆる第三者委員会の委員をどのようなメンバーにして、どのように選出するべきかなどについて、これから慎重に協議、検討していただく予定です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今ですね、いじめ防止基本方針については、都道府県の97.9%、市町村の69.8%が策定済み。そしていじめ問題対策連絡協議会、今問題になっているですね、問題にしようとしているのは、都道府県の97.9%、市町村の57.6%が設置済みであると。また重大事態の調査または再調査を行うための機関のうち、教育委員会、附属機関については、都道府県は72.3%、

市町村の40.4%が設置済み。まあこのようにですね、これは記録がちょっと古いんですけども、これは平成27年の10月1日時点なんですよね。それから3年経っています。いかがでしょう。このいじめ防止対策推進法第14条1項に規定して、いじめ問題対策連絡協議会を設置した自治体数が今、福岡県の場合、これも28年、27年、28年度3月ですが、福岡県の場合は36.1%、条例による設置がですね、36.1%。そして条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた合議体をやっているのが32.8%。設置に向けて検討中、設置するかどうか検討中、設置しないと。こういうような統計が出ています。これはあくまでも28年度です。その後いくつか上がってきていますが、それを御覧になったことはありますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

調査につきましては、調査結果が年度が変わった後ほどにですね、送付がありますので、状況については承知しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

もうそれから3年、2年、3年経っているわけですけども。北九州市のほうですね、北九州市ではもちろんできているわけですけど。その中で事務局としてはですね、全国的に見ると重大事態に当たるような事例で、学校や自治体の判断によって重大事態として対応されていないケースがあったことから、今回の国のガイドラインが示されているという経緯を踏まえれば、まずはそうした視点を持って学校としても調査を行い、保護者にきちんと対応する必要性があると。これはそういう協議会ができた中で、その協議会ができたのを、やはり保護者にきちんと対応していく必要があるんだという前向きですね、そういうことなんですね。そういう意味で、今、検討していくということですけど。さて、条例はいつごろ制定される予定でしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

私は決定する立場にはありませんが、今まずは先ほど答弁しましたように、教育委員会定例会の中で慎重に検討していただきます。教育委員会定例会におきまして、結論が出た段階で条例を制定するとしたならば、それから町の政策会議等で諮って、それから条例を上程する形になりますので、具体的な時期についてはちょっと私の方では答弁いたしかねます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、テレビ、新聞ですね。日常茶飯事、日常茶飯事とまでは言いませんが。私ね、元高校の教師ですが、非常に、このいじめ問題については、私の職場でも生徒たちのいじめ問題がありました。まあそれで自殺する子は、まあ高校生でしたから少なかったんでしょうけど。今、新聞紙上で見ればですね、いじめ自殺から2年、男子生徒の高校で集会をやって、その子供を吊うということと、いじめはしてはならないというようなことの啓発というか、そういう内面的な訴えをしたことがテレビ等も出ておりましたし。

また、兵庫県のある学校ではですね、当時の学校が、校長がいじめはなかったというような判断をしたために延々と長くなり、最後は自殺したということで、校長が、中学の校長がいわゆる懲戒処分ということもあっています。それから、兵庫県もですね、いじめ自殺で遺族の要望で再調査を始める。前回の第三者委員会の結論に納得できなかったということですね。それから市教委の対応が遅れて批判が出て、八王子市議会で教育委員会の対応について議員から批判が相次いでいる。これもテレビで出ていましたね。御存じですか。それからたくさんあるんですよ。そして東京の子はいじめ自殺。遺書に学校が始まるのが怖いと。こういうような事件がたくさん出てくるわけですけど。さて、教育委員会の皆さんがどういう方か大体わかりますが、なぜ遠賀4町とかいうことを、そのなされるのか。独自にね、やらないといけないんじゃないかと。例えばこの2年ほど、28年に東小の子供が、そのいじめによって、百五十何日も休んだという事例があるじゃないですか。そういうことを考えれば、早急にやらないといけないんじゃないかなと思うんですよ。その点どうですか、教育長。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今おっしゃっている意味は十分私なりには理解しておりますし、教育委員会内でもそのことの共通理解は十分できてきているところでございます。

平成30年10月1日に日本弁護士連合会から第三者委員会委員等の依頼に関するガイドラインというものが出ておまして、その中で第三者評価委員会設定については十分な検討をするよというふうな、実は要望があっております。それを詳しく見ますと、やはり予算措置であるとか、法的な部分でいろいろあるというふうに書いてありますので、それに対する十分な準備が必要なのかなというふうに思っております。もちろん、いきなり第三者評価委員会の制定という

ことにはならないんですけども、今後、教育委員会の中で十分に検討して慎重審議やっていきたいなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

慎重審議ということも大事でしょうけれど、まあ悠長なことではいけない。先ほども事例を挙げましたけどね、やっぱスピーディにね、始めていただきたいなと。今、そういう事件の自殺の保護者とかですね、さまざまのところからですね、そういう要求が次々として出てきております。そして次々とそういういじめ問題連絡協議会、条例ができ、第三者委員会ができると。まあ予算措置の問題もありましょうけれど。もし、こういうことが芦屋の学校で出てきたら場合はですね、大変な事件になると思うんですよ。そういう意味じゃあ、もう早急に始めていただきたいというふうに思います。

じゃあ2点目ですけども。文部科学省は2018年にいじめゼロ件の学校は検証をと各都道府県教育委員会に通知を出しましたが、芦屋町はどう対処したのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、平成29年度以降ですが、いじめゼロ件の学校は芦屋町内にはありません。ただし、どこも少数です。これも3月議会で御説明した内容ですが、教育長から各学校長へ、いじめのない学校がよい学校ではない。子供同士の学校生活で、トラブルが全くない学校などあり得ない。いじめのない学校は、いじめ認知能力がない学校とも言える。ささいないじめ、初期行動であっても、それを発見できる教職員のいじめ認知能力の向上が大切である。早期解決のためには、早期発見が重要であると毎月開催している芦屋町の校長会で定期的に指導を徹底しております。

また、いじめの早期発見の取り組みとして、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実に努めています。それでも、いじめの認知件数がふえない一方、アンケート等の意見を確認する限り、学校の認知件数と実態の乖離を危惧するため、学校長たちには、いじめの定義が変わり、「継続」との文言は削除されていることを教職員たちは、しっかり認識しているのか。また、生徒児童が心身の苦痛を感じたら、それはいじめであると認識しているのかと、11月の校長会でも、強く指導したところでした。これらの取り組みが、検証にかわる対処であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

文部省の通知の中にですね、今おっしゃったように、いじめほどの学校でも起こる可能性がある。ゼロ件は、ゼロしかないところは実態を正確に把握していないおそれがあるという考えからです。2016年度の文部省の調査では、全国の小中高校や特別支援学校で計32万件余りのいじめが確認された一方、小学校の28.2%、中学校の22.4%、高校の46.8%はゼロ件と答えている。通知では、こうした学校がゼロ件を、子供や、ゼロ件を出したところのですけどね、子供や保護者に公表し、把握漏れがないかを確認することを要求しています。学校ごとに把握件数の差が大きい場合は、教委が調べることも求めている。これはなぜこういうことを文部省が通達を出したかといいますと、総務省からですね、野田聖子総務大臣だったころですね。いじめの正確な把握に向けた教委の取り組みが不十分であるということを、総務省から文部省にこんな要求があつて、そして文部省が動いたということなんですね。通知はこの勧告を踏まえて出したと。総務省が勧告したんですね。さて、私がここで申し述べたいのは、そういう学校の学校長を集めてですね、強い指導をなされて、いじめのない学校はよい学校とかじゃなくて、やっぱりいじめの認識を高めるそういう方法について指導を行ったと、まあ、いうことですが。

さて、わずかではあります、芦屋町の場合はわずかでしょう。確かにこの一覧表を見ますとわずかです。ゼロのときもありますけどね。だったらこれはどうでしょう。保護者に公表し、つまり保護者会等でですね、そういう芦屋小学校や山鹿小学校でも何年から何年までについては、いじめの問題については、何月から何月、何月までについては、まあ1名ありました。ゼロでしたというふうなことを公表しなさいともあるわけですよ。これゼロ件はということですけど。そうじゃない1件、2件もゼロに等しい。そういうことで何で公表するかというと自分の家の子供がいじめられているのになあと掴んでいる人たちが、じゃあその月がゼロやったとしたときに、学校にですね、先生、実は私のところはいじめられているんですよとか、いじめられたことがあるんですよということがわかるじゃないかと。だから公表しなさいということもあっているんですが。何かゼロじゃないから少ないからいいという判断じゃなくて、やはり公表することを検討してみたらいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員御指摘の提案につきましては、またこれからも毎月校長会がありますので、校長たちの意見を聞きながら、それから判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ次に行きます。3番、平成28年度、芦屋東小学校の6年生の長期欠席者について、どのような扱いにしていたのか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、いじめの報告等につきましては、芦屋町教育委員会から福岡県教育委員会へ毎月、生徒指導上の諸問題に関する実態調査の月例報告をしております。その調査項目の中で、御指摘の児童につきましては、平成28年6月から平成29年3月まで、いじめとして継続報告を行っております。また、平成28年9月の段階で欠席日数が30日以上となりましたので、平成28年9月の月例報告では、不登校としても報告しております。ただし、その後に福岡県が病欠扱いに規定する診断書が提出されたため、病欠扱いとなりました。このため平成28年10月からは、不登校としての報告はしていません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、診断書が出たから、ちょっともう一回その辺を、説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

個別のケースになりますので、詳細については申し上げられませんが、こちらが不登校の定義にもありますが、欠席が30日以上になれば不登校として取り扱います。ただし、その文科省の規定、福岡県の規定の中で、ある一定事由の病気による病欠につきましては、不登校として取り扱わずに病欠として取り扱うという規定がございますので、そのルールに従って報告の累計項目を変更しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ後からでいいですから、その規定というか、そういうのはお見せください。

私はそういうふうに、そういう規定があるのならば、それ、問題にしなければならぬような気がいたしますね。先ほど言われたように、この前回の横尾議員の一般質問の中にもありましたが、児童は平成28年6月から同級生とLINEによるトラブルが原因で登校ができず、152日間も欠席していますね。そして、不安適応障害と診断されて投薬等、カウンセリング治療を受けていたのですから。これがなぜ長期欠席者になるのかなあと。不登校児童ではなかったのかというふうに思うんですが、それを踏まえて今、課長が言われたわけですね。長期欠席でいいと。じゃあその資料ですね、これも後からですからね、お願いしたい。

で、まさかですね、卒業式前日とか当日に登校したことにより、不登校を長期欠席扱いにしたのかなというふうな気もするんですね。その辺はいかがですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁でも申し上げましたように、月例報告としていじめは毎月いじめとしての報告は毎月行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ガイドラインによればですね、重大事態の調査はこれ重大事態の調査をされたんですよね。はい。どうですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町の基本方針に基づく手法にのっとり、教育委員会及び学校のほうで適切な対応をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、そういう重大事態ということを対象としてやったということでしょうが。その今ガイ

ドラインによればですね、この重大事態の調査というのは、いじめの事実の全容解消や当該いじめの事実への対応及び同種の事案の再発防止が目的であるわけですね。そして学校の設置者及び学校として調査により、うみを出し切り、いじめ防止等の体制を見直す姿勢を持つことが、今後の再発防止に向けた第一歩となると。さらにですね、学校の設置者及び学校は詳細な調査を行わなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々にいじめはなかった。学校には責任はないという判断をしないこと。これはもちろんそう軽々とされた、いじめはなかったとか、学校に責任がないという考えではありません。それでいじめとして捉えていた、毎月ね。出されて。それはいいんですね。でもね、今回の東小の児童についてはね、不登校児扱いにしなかった理由として、今そちらに基準があるとか規則があるとか言われましたけど、心の中には学校や教育委員会にとっては不名誉なことであると。確かにそうなんです。そう考えられるんです。だから今全国の校長会やら教職員はいじめであっても、いじめではないようなことでやってきたから、それが事件として発生していくわけで。教育委員会にとって不名誉なことであると判断し、いわゆるね、言葉としては悪いですが、隠蔽というか、そういうこともね、もうあちこちの全国では言われているわけですね。ではないかと疑われても仕方がないのかなと思ったりもするんですけど。今おっしゃったような規則等があると、それに基づいてということであれば、理解はしますが、もしそういうね、不名誉であるという内容であったとしたならば、やはり教育行政のトップである教育委員会の姿勢がね、それが学校長にも、それから教師集団にも、担任にもね、そういう隠したいというような心理が芽生えるんですね。これはもう私の学校での、職員会議での話なんです。生の声なんです。でも、そういうものを出し合って、教師集団でクラスではなかなか難しい、学年それから、全体で生活指導を含めてね、やろうというそのいじめはある事はみんなあるんだという認識ね、そういうものを出し合っていこうというようなことなんです。だから、そういういじめはなかったという報告になってしまうのではないかと私を言っているわけです。だから私は、それをいじめとして、いじめの不登校として上げて、じゃあその子に対してどのような対策を取ったのかということについて、やはりまあもう課長から聞いていますから、それでもいいんですが、時間の関係でね。やはりその子はですね、今回の東小の場合は保護者を初めね、さまざまな方々からの指示・支援を受けてですね、ある私立の中学校に、元気にね、通っているということで、私としてもね、関係者の方も安心していると思います。私もよかったなと思っているんですね。だからもう二度とこういう生徒が生じないように、やはりいじめ防止対策連絡協議会、条例、そういうものを策定していただきたいというふうに思っています。

じゃあ2番目の芦屋港のレジャー化についてです。

芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素を持つ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、平成29年6月30日、芦屋港活性化推進委員会設置条例が制定されました。30年11月現在までに推進委員会が11回開催され、来年3月までに芦屋港活性化基本計画を策定する予定です。よって、下記の点について問います。

芦屋港活性化事業推進年次計画なんですが、まあこれについてですね、たくさん計画にありますが、その中に選んでですね、その基本計画策定費総額はいくらになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

業務委託料が660万程度となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

基本計画を策定する全ての金額ですが、わかるならばお願いします。委員会ができてね、最後のまでね、はい。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

詳細な金額は持ち合わせておりませんが、約3,200万程度になるかと思います。これは、約2年間の総額ということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

基本計画策定発表後のスケジュールについてですが、パブコメですね。パブリックコメントは2月15日というふうに聞いていますね。それから、基本計画公表はいつを予定されているのか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先日12月11日に開催されました芦屋町議会芦屋港湾活性化特別委員会におきまして、今後

のスケジュール、報告させていただいているとおりでございますが、パブリックコメントにつきましては、一応2月15日からという予定で御報告をさせていただいたかと思えます。まだ確定しているものではございませんので、以降、計画の決定時期等につきましては、年度内ということでは現状お答えしようがないというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

で、そのパブコメをやった後ですね、基本計画の正式なものができると思うんですね。パブコメ結果、基本計画を公表すると。公表するとなっていますね。それでダイジェスト版をまあ4月15日を目処にダイジェスト版を広報、芦屋広報を同時配付する予定になっておりますね。どうでしょうか。これについては大型のですね、大型プロジェクトですね。それで住民説明会を実施するとか、住民投票を行う必要があると考えますが、そんなことを考えておられますでしょうか。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

今回策定する計画につきましては、芦屋港活性化の方向性を示すものでありまして、この計画をもとに港湾管理者である福岡県による港湾計画の改定、この手続を踏んでいかないといけません。

芦屋港活性化推進委員会におきましては20名の委員で構成されておりまして、ほかにも専門分科会4つを設けております。重複もありますけれども、延べ17名の方にかかわっていただいておりますので、また、これまでですね、広報あしやにも検討経過などを掲載しているほか、今後パブリックコメントを計画しております。これにあわせまして、また再度の広報掲載も計画しているような状況でございます。このように、住民参画手法を採用しているというところをまず御理解いただきたいと思えます。

また、芦屋町議会におかれましても、議員全員で構成されます芦屋港湾活性化特別委員会を設置いただいておりますので、こちらとは常に情報の共有、経過報告を行わせていただいているところでございます。このようなことから、今回、基本計画の策定におきましては、住民説明会については計画はしておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

基本計画にですね、また推進委員会に出された資料の第11回目の資料の中にもですね、町民の機運醸成も必要であると。町民の機運。芦屋港のレジャー化が芦屋町の中心的な活性化の位置づけだとかこういうふううたわれるわけですけど。笛吹けどね、町民が踊らなければ何もならないわけですから。その町民の機運醸成も必要であることをはっきりうたっているのに、ただパブコメで、さあ何件ぐらい来るでしょうかね。それでもって住民の声を聞き入れた。そして推進委員会の20名近くの方、ないしは専門委員会の方々、それだけででき上がったこの基本計画で、そしてその後、来年、2年後ぐらいに実施設計をやっていくでしょう。どうやって町民の機運醸成を、手法はどう高めていくつもりでおりますか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、芦屋港の活性化について、基本的なところをまず御説明させていただきたいと思います。芦屋港のレジャー港化につきましては、御承知のとおり、昭和61年に整備されました芦屋港、これが、当初期待されていた遠賀郡や筑豊地域などの物流基地としての機能が十分に発揮されていないということ。また、砂や砂利の移出入に一部が使用されているにとどまっており、広大な敷地があるにもかかわらず、十分に活用されていないエリアが多く存在しております。このため平成21年度から芦屋町におきまして、芦屋港の港湾管理者である福岡県に対しまして、観光レジャー要素を持つ港としての用途変更、事業の推進、これらの要望・協議を重ねてきたところでございます。これを受けて平成22年には、福岡県によるニーズ調査が実施され、平成27年度には、福岡県による芦屋港周辺における水辺の空間を生かした地域創生のための基盤整備検討調査というものが実施されました。これにより将来像が示されるとともに、検討課題が示されたところでございます。

その後、福岡県と芦屋町による協議を重ねてきましたが、港湾計画の改定など福岡県による事業が十分進まない状況がございましたので、事業の推進に当たっては、平成27年、福岡県が行いました調査検討で示された課題、これらを芦屋町が引き継ぎながら、マーケティング調査を踏まえた具体性のある、芦屋町が目指す将来像を描くことが必要だということになりまして、現在の芦屋港活性化推進委員会の検討に至っているところでございます。

このため、芦屋町では、平成29年度に議員御指摘のように芦屋港活性化推進委員会設置条例を制定させていただきまして、芦屋町の附属機関として芦屋港活性化推進委員会を設置し、現在芦屋町長より諮問しているところでございます。この諮問につきましては、平成29年8月29日に町長から芦屋港活性化推進委員会のほうに諮問をしております、これを受けて、現在芦屋港活性化推進委員会におきまして11回の会議は重ねておりますけれども、まだ答申に至っており

ません。そのため資料につきましては、議員のほうには配付させていただいておりますが、現在まだ確定している状況ではございませんので、細かいことにつきましては、ちょっと回答がまだできないような状況でございます。この点を御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、話をされましたけれど、私の質問は町民の機運醸成も必要であると書かれてありますからね、じゃあその醸成を高めるためにはどういう方法でされるのかなということでしたけども、その発言は、回答はようございます。

それでこの基本計画によってですね、年次計画表というのもありましたけれども、そのもう第1期目が1年目2019年、来年度から第1期、第2期、第3期とありまして、第1期の1年目が2019年ですね。じゃあ今度は実施設計計画でしょうか。そういうものをつくる必要がありますが、これについては議会でいつごろ諮られる予定にしておられますか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先ほども申しましたように、まだ検討中の内容でございますので、執行部としては答申を受けておりませんので、明確なことは決まっておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

2番目の芦屋港活性化の基本方針についてということですけどね。私はこの基本計画の答申を見てですね、基本方針を読んでですね、やっぱり、さまざまな専門委員会、直売機能専門、飲食機能専門、海釣機能専門と3分科会のものを資料をいただいて読んでいく中でですね、やはりどうしてでもですね、これは今から20年ほど前になりましたでしょうか。リゾート計画、それから縮小版のラグーン構想ですね。ラグーン構想。まあこの事業主体の面についてですね、県が打ち出したところもありましょう。港湾の管理についてはですね。このポートパークについては、県が事業主体。あとは町がするところ。それでまだ協議中と、こういうところがありますね。その中にあって、本当にこのはっきりした、わからない、まあ検討中でありましょうが。その例えば、維持管理体制について指定管理者制度の活用というのが書かれているところがありますね。では、

他県では募集しても採算性とかがうまくいかず、募集ができない中で受け入れたけれども、やはり採算性がなくて撤退したと。そういう事例もいくつかあると聞いています。そういうところは委員会、3つの委員会がありましょうけれど、あ、分科会ですね。そういうところで何か危惧する意見というか、そういうのはございませんでしたか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これはあくまでも推進委員会での検討過程の内容ということでお答えさせていただきたいと思いますが、維持管理方法につきましては、個別、個別の施設の維持管理をそれぞれに行うわけではなく、芦屋港一帯また合わせまして隣接する海浜公園。こちらも一体的に管理するということが視野に入れた中でやっていくことが望ましいという検討はされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私の質問で、2の基本方針と3の3専門分科会のことをちょっと織りまぜながら質問しておりますので、申しわけありませんが。

それで直売機能とか飲食機能は複合施設ということですね。それで、事業主体は、これは町だろうなあと、こう思うわけですけども。その民間事業者が、いわゆるテナントの参入状況は集客効果が低いことから出店ニーズがないのではないかという不安の声、まあ意見が委員会の委員の中に出ているようですね。その辺はそうじゃないよと。大丈夫だよというような事務局というか、そういう結論に入ったのかなと思うんですけど。いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これは専門分科会での検討内容でございますが、こちらにおきましては、当初は民間さんが施設を建てて整備をするという方向性を探っておりましたが、それは厳しいということでテナント方式で入っていただく形にすることが現実性があるという答えになったということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ時間がありませんので、4番目に行きますが。

港湾西側に堆積した広大な海砂の飛砂がレジャー港化に及ぼす悪影響についてということで、皆さん方の配付しております写真ですね。ちょっと印刷が悪くて見づらい分がありますが、この表の①、表の②、表の③、④とこうなっていますね。裏側には浚渫船が野積場に砂を荷揚げしているところです。次の裏ですね、裏にはダンプがたくさん。まあこれ10トン車ですから、10トンまるまる入れてるでしょう。下のほうの③番は、④番とこうなっています。この説明をいたしますと、この表の①は今から8年、9年ほど前の写真です。建設、300メートルあります防砂堤です。約三億何千万かけましたかね。総額が3億3,000万、うち2,600万円は町が負担しています。2008年の5月に完成しております。だからちょうど10年ですね、10年前です。さて、これをですね、あの当時、まあ10年私が議員じゃないときですね、福岡県は平成18年、今から12年前、1月13日に県は芦屋漁港内で防砂堤建設計画について工事説明会を行っています。防砂堤をつくれば、今後21年間は浚渫は必要ないと漁民を初め地域住民の方々に約80名の方々に説明しております。それから、今現在こういう状況になってしまっているんですね。

私はたびたび芦屋の自然を守る会の代表として、芦屋の自然を守るために、たびたび写真を持ってですね。カメラを持って行っていますが。今、この砂が、飛砂がですね、飛んでいるところの図面がもう1枚の皆さんの手元にあるかと思いますが。どうしたかな、これか。これですね、これです。これが芦屋港レジャー港化整備年次計画案です。第2期ですから、これ第1期、第2期、第3期ありますが。さてこの悪影響、悪影響についてです。これは写真がですね、表の写真集の①、②がここの状態ですね。そして、表の③、裏の③とこうなつて砂浜ですね、広大化した。で、④が。で、裏のところの①が砂の砂船が野積場に積み上がっている。

町長にお聞きしますけど、この図面にですね、この赤ラインで線を、汀線と書いていますけど、汀線わかりますかね。これでどれぐらいの長さだと思います。防砂堤は300メートルなんです。汀線はこの図面からするとこれ40メートルから50メートルくらいしかない図面なんです。これおかしいんですね。こんなことを書いちゃいかん。これは、説明、何て言いましょかね、町民に知らせるときには、こういう図面を出しちゃいけませんね。ちゃんと何ですか、会社にですね、説明をしておいて書きかえたほうがいいと思いますよ。これは、汀線なんです。実際ね。どれぐらいあると思います。もう行かれたと思うんですけど、歩かれたことあると思うんですけど、この根っこから。はい、この防砂堤の根っこですね。ここから。どうぞ。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとどのくらいあるかと言われてもですね、ちょっといいかげんな数字は議場ですので、言えません。ただ言えることはですね、まああの相対的に妹川議員、いろいろ御心配されての御質問いただいておりますので、今、執行部にはですね、諮問をしてまだ答申というものが出てないんですね。今、そういういろいろな分科会、いろいろな形の中でこのこともあるでしょう。いろいろ協議している段階であろうかと思うんですね。協議途中の中で我々執行部側がちょっと発言するとですね、これは議事録に残りますので。答申を受けた後に、いずれにしても議員の皆様方の御議論もいるでしょう。それから町民の方の御議論もいただくことになろうかと思っておりますので、このことにつきましては御了解をいただきたいと思っております。まだ答申を受けていないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

はい、そうですね。答申を受けてないからということであれば。じゃあですね、推進委員会の皆さん方がここ現地、まあ議員の方も4名いらっしゃいますから、推進のメンバー、4名いらっしゃいますから、この汀線はですね、今、大潮、干潮、満潮いろいろありますが、150メートルあるんですよ、ね。何か一度ね、一度、港湾課、県の港湾がですね、この、砂を採った形跡があるというような形ですから、まあ150、100から150、まあ150前後あります。次、次とですね、堆積してきているんです。これは砂浜がなだらかじゃないですか。ずっと堆積してですね、この裏の4、表の3のところのこの写真を見ればいように、その堤防を乗り越えて、そして通路、通路にもこれは3番ですね、裏の3です。通路にも入り込んで、そして表の3、表の4ですね。表の4のところには、海底ではなくて、地、土地ですね、これね。ここにボート、ボートパークの船を100隻近く入れるところですね。そして表の3のところのここにボートパークとして陸に陸上に置くところなんですよ。今、この分のですね、表のほうの分の矢印をしていますね、3本。これは冬に限らず春に、春一番にしるですね、冬にしる、こういう方向で砂が飛んでいます。

さて、ではここで船が、陸にある船それから海に置いているボートパークで利用者が迷惑であるという利用者の苦情が入るのではないかとかのような推進委員会での意見はありましたか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

プレジャーボート係留施設専門分科会というのを設置しておりました。こちらのほうで現在の

ボートパークの検討を詳細に行いましたが、この分科会の中、また芦屋港活性化推進委員会の検討過程におきましても、飛砂の問題、現在の堆積している状況については、指摘が——指摘というか危惧される御意見というのはありました。それを踏まえまして、対策としましては、福岡県のほうで、基本設計を行う段階におきまして、詳細に調査検討するという回答を得ております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そしてですね、これはボートパークだけの問題ではなくて、ここにあります飲食、それから直売の建物がこの中にですね、ありますが、ここにも吹き上げてくるわけですよ。しかもこの砂は微粒子のような小さい砂ですよ、もう御存じのように。私はカメラ、私は2台ここで損失したんですよ。カメラを撮るじゃないですか。カメラで望遠で。望遠といいますか、小さいカメラですけど、望遠がききますから。そこに砂が入り込むんですね。もうこう前、後ろ、動かなくなっちゃって。今3台目です、あれ。このように砂が入り込むような小さな砂。また、地域の方々もドアを開けたり、車の中でも入ってくるということ。これは、この飛砂対策を十分にしていたきたいわけですけど、私は不可能だろうと思いますね。これだけ砂がどンドン。まだ汀線が沖に、沖に出て行っていますから。で、植林活動をやったところで、これだけ土がこれだけあるんです。砂がね。

それともう1つがこの裏の、これどれですかね。表の裏の1のこの浚渫船が荷揚げをしています。決して浜辺から吹き上げた砂だけじゃなくて、この積み上げられた野積みからですね、強風にあおられて、幸町、浜崎ですね、あの辺にずっと流れ着いているということを考えたときに、またこの裏の2、これ、大型トラック、ダンプ、10トン車がですね、こんなにたくさん。そして風が吹けば巻き上げて、道路に落ちる。で、保護者からもですね、子を持つ保護者、そして高齢者の方からも非常に心配されている。事故が起きるんじゃないかということもですね、考えたときに、県と町はどうですか。その砂業者に対して早急に撤退してもらえないだろうかというような申し出はされたことはあるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

現時点におきまして明確にそういったことを働きかけたことはございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ではこの写真のようにですね、搬出入するダンプ数は1日平均何台くらいが想定されていますか。

○議長 小田 武人君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これは北九州県土整備事務所に確認しましたが、把握していない。事業者が行うことですので、把握していないということで回答を得ております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ぜひですね、12回目が今度ありますね。推進委員会が。だからこういうところもですね、この議会で審議されたということと、十分にこのところもね、検討していただいて、本音で語られるような委員会にして、いい計画案を出していただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、7番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。きのう、ことしの漢字、一文字で表す漢字というのが発表されました。災害の災、災難の災。災ですよ。私が一番、身にしみておる言葉じゃないかと思います。ことしの最後の一般質問を、災い転じて福となすというような感じで、最後を立派な形で締めくくりたいと思っております。

ここ3カ月ですね、私あの、議員としての活動を自粛して、外から芦屋町を眺めてきました。いろんなことを、人の流れ、景気の流れや、いろんなことを感じまして、それらを反映させた内容で一般質問をやらせていただきたいと思います。

では、件名、地方創生事業の効果と検証についてです。芦屋町の地方創生総合戦略は、来年度で計画期間が満了します。町長は、今年度の施政方針の中で、地方創生の推進については、各種

事業の成果を踏まえながら各戦略の実現に取り組むとともに、内容の見直しについて検討すると述べられました。どのような検討がなされているか以下にお尋ねします。要旨1ですね。地方創生関係交付金について町の考え方をお尋ねします。

ここで、資料の2を参照していただきたいのですが、これはもう何回もこの場で再活ですね、取り上げさせていただいております。27年補正から28年当初1,000億ずつ地方創生推進交付金というものを国が支出してくれております。これについてですね、町の姿勢、考え方お尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

それでは、地方創生関係交付金についてお答えいたします。芦屋町における地方創生関連交付金の活用実績としましては、26年度は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型として約3,300万円、主な事業内容は、シティプロモーション事業及び総合戦略策定業務委託です。また、同交付金の地域消費喚起・生活支援型として約3,000万円、主な事業内容はプレミアム商品券の発行などです。27年度は、地方創生加速化交付金として約4,300万円、主な事業内容は観光まちづくり推進プロジェクト再構築、起業支援プロジェクト及び情報発信プロジェクトです。28年度から30年度は、地方創生推進交付金として各年度25万円、事業内容は、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの事業で、首都圏でのPRイベントを実施しております。

28年度からの地方創生推進交付金は、芦屋町単独事業としては活用できておりませんが、大型事業の財源については、防衛省補助金や過疎債などを活用して事業を実施しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

地方創生関係のね、交付金については25万円とかですね、単独でその事業に対しての交付金をもらってないということなんです。まあ芦屋町は防衛省からだとか、あと過疎債ですね。ほかが喜ぶような起債が芦屋町にはありますが、何とかね、何か、私はですね、せっかく国がこのようにしてですね、掲げている施策の中でこれを取っていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。今、過疎債がありますが、そしてまた競艇事業も好調であります、何かあれば、先のことを考えるならばですね、今このようにして出されているものに対しての姿勢ですね、考え方ですね、職員の人たちも、やってやるぞというようなものが見たいなということで、町の地

方創生推進本部専門委員会が存続して活動されておりますが、その総合戦略の見直しについてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

それでは、総合戦略の見直しについてお答えいたします。この総合戦略の見直しについては、本年6月に町長を本部長とする地方創生推進本部を開催し、7月から関係課による事業の評価及びヒアリングを実施しました。現在、調査結果の確認を行っているところであり、年明けの1月に地方創生推進本部、2月には、町の附属機関として設置している地方創生推進委員会を開催し、町議会には3月に説明を予定しております。なお、現在の見直し検討内容には、新たに地方創生推進交付金を活用する具体的な施策はありませんが、国の総合戦略2018改訂版において、地方創生推進交付金を活用した移住支援として、東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策などが検討されているため、町としても動向を注視しているところです。

また、地方創生推進交付金については、国において、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を見据えた新たな課題への対応や運用改善策の検討が行われており、この動きについても注視し、地方創生推進交付金の活用について調査研究を行ってまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

国もですね、この国版のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、毎年のように改訂しておりますよね。近隣の市町村、この辺はあるのかな。福岡県内でもですね、1年に5回も6回も変えているっていうようなところもあるわけですよ。これはその柔軟な考え方ですね、書いて出して、持ち出せばですね、もらえているんだというような、ほんとにとというような話も聞いております。

例えばですね、基山町ですね、佐賀県。佐賀県の基山町はエミューという鳥でね、地方創生でこの推進交付金をもらいました。それで、このエミューという鳥の肉をPRするとともに、やっぱり加工場がいります。加工場が。その解体費用をまたこの交付金でもらって、それで生産、加工されたお肉をですね、ふるさと納税の返礼品の中に入れたと。それがまた話題になっているということで。まだね、何億とかいうような、よそであるような返礼品の騒ぎにはなっておりませんが、町をPRする場としてはですね、これ、ストーリーがね、ストーリー立てて、よく考えられているなあと思うんですね。このようなですね、取り組みが私はほしいなとは思っておりますが。

それである、総合戦略と同時に策定された芦屋町の人口ビジョンですね。でここに資料4に載せております。芦屋町の人口ビジョンですね。まあ何もしなければ2060年には1万216人になりますよということでありまして。通告、要旨2ですね。町の人口将来展望についてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

町の人口将来展望についてお答えいたします。田島議員の資料にもありますとおり、この平成28年3月に策定した芦屋町人口ビジョンでは、2060年の人口を1万216人と設定しております。人口ビジョンにおける将来人口推計は、平成22年国勢調査人口を基本としており、27年国勢調査の実績値は1万4,208人で、将来展望の推計値1万4,556人より348人の減、割合としては97.6%となっております。また、2020年の推計値は1万3,859人で、27年から5年間の減少見込みは730人です。国勢調査は、5年ごとしか実施されないため、住民基本台帳人口をベースに見てみますと、22年から27年の5年間の減少数は1,184人です。また、27年から30年までの3年間の減少数は502人で、このまま2020年まで推移すると仮定すると5年間で836人減少することになります。この836人という数字は、将来推計の減少見込み数の730人よりは多い数字ではありますが、22年から27年の減少実績値1,184人と比べると、緩やかな人口減少となっております。

つきましては、人口ビジョンの目標達成には、さらなる努力が必要ではありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める施策の展開により、人口減少の歯どめに、少なからず効果が出ていると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

今あの数字を羅列していただきましたけど、なかなかこう、ついていくのに必死で、まああれなんです。何かあの数字っていうのは、まあ推定値なんでありまして、希望的観測的な思いがしてるんです。まあ町民にとってはですね、この広報のあしやの、まあ15日号とかにですね、前年同月との比較ということで人口が出ます。やっぱりこれ気にしちゃうんですよ、町民の方。それで平成30年の10月の末日では、人口が1万3,986人ということで、こう出ております。するとですね、先ほどの課長の将来人口の推計では、もう既に、もう2020年度、平成まあ32年。もう平成ってもうないですけどね。2020年の1万3,859人と、も

うこれに迫っとるわけですよ。そういったことで、やっぱり町民は心配しますよね。人口は国策でありますから、これ劇的にふえるわけはありませんよ。ただパイの奪い合いじゃないけど、芦屋町にこういう施策があるから、移住・定住してくれというようなことで人口をふやしていけとか。まあそういうのがまち・ひと・しごと戦略ではないのかと。国がまあ押しつけているかどうかかわかりませんが。

それでまあ町長、その人口はやっぱり1万人をめどにと。それとも、もう人口は気にしないんだよというような形で。どうでしょうかね、町長。どんな、どのような思いがありますか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いいえ、あの気にしないのではなく、大いに気にしてですね、さまざまな施策をやっておるとい
うのは、もう議員も御存じであろうかと思いますが。ただ、この人口問題、今、数値をずっと言
われましたけど、このことは、まず避けて通れないのが、よく言われております2040年問題。
これは10年前に言われたことやから、もうあと20年ぐらいで来るんですかね。いわゆる二十
から39歳までの女性の人口が2040年にはもう半分になりますよと。これは確実なデータに
なっておるわけですよ。それは何を意味するのかというと、やはり子供ができないと。それと
あと、高齢者のピークが来るわけですよ。で、今ふやすというより、いかに減らさないか、い
かに結局、定住してもらうか、いかによその町から少しでもいいから芦屋町に住んでいただくか
ということで、まあきのうからも出ていましたように、医療費の無料化だとか学校設備の充実、
交通の補助金。いろいろな形でありとあらゆる。芦屋町はこの近辺では、まあ田島議員も言われ
たように、ボートの財源がありますので、それを全部というわけにはいきませんので、それを基
金にして、そこから出しておるといふこと。まだまだ出ましたように、高校生までの医療費無
料化だとか、まあ果たしてできるかできないか。給食費の無料化だとかですね。いろんな形の中
でいろんな各議員さん方から提言いただくわけでございますが。ただやるにはやれないことはな
いんでしょうけど、いつまでもボートが売り上げが、今は売り上げがものすごくいいですが、続
くかわからない。それともう1つ怖いのが地震、災害がきたときにボートレース場は壊滅になっ
たときに、できなくなったときにどうするかとかですね、いろいろな面で考えていかなくちゃな
らなと思う。最大限、結局、やはり差別化というか、他の町村がやっているようなことではな
く、やはり芦屋はぐっとそのグレードを上げていろいろな定住化政策、子育て政策、福祉政策と
いうのを今やっているつもりでございます。まあ、そのこういうような論議をしていただいでい
るいろいろなことも、この定住化策の1つであるわけでございますので、1つのことを取り上げ
てどうだとか、これはもう全て福祉課から全課にわたって、これはチーム芦屋でやらなくちゃい

けないと定住化促進。それからいろいろな施策をとにかく住んでもらうためにはどうしたらいいかということは今、職員一同一丸となって、その辺のことをやっておるということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

さまざまな施策に対しての町長の考え、意気込みを感じられました。で、まあ、あの有利な過疎債ですね、それと競艇事業の収益を芦屋町にとって有利な形で運用されておるわけですが。

資料3をちょっと見ていただきたいですね。過疎地は課題だらけ。ここに少子高齢化、買い物難民、限界集落、学校消滅、産業衰退、後継者不足に孤食、孤独死と。こうありますけど、芦屋町は実際、本当に過疎なのかなとかいうような感じがしておるんですよ。まあ、その有利な起債、過疎債があるおかげで、それはその不名誉なことではあるのだろうけど、実際、町民はそこまで本当に過疎ということで、課題でこの苦しんでいるのかなとは、そうは思わないんですよ。と思います、私はですね。

それですね、資料6の芦屋町の人口予想見ていただけますか。これ、九州の経済調査協会の資料を私、いただきまして。これも再活してありますが、ここではですね、大変厳しい数字が出ております。2020年は1万3,102人になってしまうよと。それで2030年にはもう1万507人ということで、芦屋町の予想よりかはもう10年、20年、30年早いペースでですね、進んでいくということなんです。この数値はですね、どのように出ているかということ、先ほど町長が言われたようにですね、やっぱり20代から40代までの女性が特に芦屋町はですね、この女性が極端に減少の割合が強いと。例えば、高校進学して大学に行くとかですね、結婚していくとなると芦屋を出ていって行く方が多いということで、これはもう、そのように指摘されました。そしてですね、ここに直近の平成30年推計とありますが、これは、総務省の地方制度調査会の資料がここにありまして。芦屋町は2040年にはですね、半分になると7,000人台になると。これ、社人研の推計と同じ数字なんです。こんな数字が出てくるということは、芦屋町がですね、必死に頑張っているということが、中央にはですね、届いてないということではないかと思うんですよ。それをちょっと私は危惧しております。

それですね、芦屋町、何度もここでも言ってきていますけど、人口が流出する最たる原因はですね、やっぱり子供が高校生に上がったり進学でですね、上がったりとか、あとはその機会に家を建てたりとか。なぜなら車をね、2台、3台と所有する中で、家を建てようとかかなったりすると、その時期にですね、30代から40代になると芦屋を出て行くというのが顕著に見られ

ます。そこで芦屋町の人口流出でいろいろ考えていくと、やっぱり最たる問題はね、バスと。よくバス問題を聞かれます。それです、ここに資料9で上げています。北九州市営バス、運転手求む。欠員状態。休日出勤や残業で経営が悪化しているというんですよ。芦屋町がね、委託先としてお願いしているところではありますが、人手不足で大変な状況で、赤字ですと。これじゃです、芦屋町のバス問題よくなるはずがないじゃないかなと私は思うんですよ。

それで資料の8につけておりますが、これ、福岡県筑紫野市ですけど、自治会にバス運行を委託しているというんですよ。これ来年の1月からスタートする。西日本新聞の記事ですよ。こういうにです、できないことはないですよ。お金取ってもいいですよ。わざわざ委託する、お願いしなくてもです。独自で走らせるということもできるということをちょっと御紹介したいと思います。

それで、先ほど僕は外から芦屋町を眺めてきましたと言いましたけど、よく自治体経営にはです、よく言われることは虫の目、鳥の目、魚の目で考えなさいとよく聞かれることです。

資料7を御覧ください。鳥の目で考える。赤線でちょっとこのグーグルアースの地図を囲っておりますけど。これはです、車で30分圏内で通勤できるという地図、鳥瞰図です。この中にです、響灘臨海工業団地あります。これはブリヂストン。大きな工場ですよ。タイヤを、ここでつくっているタイヤを見たことありますか。1本100万近いタイヤで、これはサウジアラビアとかにです、石油やら何やらそういう現場に持っていくというタイヤなんです。このタイヤを見たら、都市伝説じゃないけど、何かいいことがあるぞと言われてたりするんですが。そんなブリヂストンとかです、日本コークス、そして石膏ボードの吉野石膏やら、まあ、あの大きな会社がです、この工業団地に進出しています。これなんかです、芦屋町からほとんど信号なしで新しい道ができましたよ。本当、信号なしです、二十数分で行ける距離ですよ。そして新日鉄住金です。ここなんかは今、若戸トンネル、若戸大橋、若戸トンネルができました。また脇の浦は脇田のズドーンという道をです、走ればここも30分以内に通えます。鋳鉄鋼の方たちも芦屋町から通っていますが。若戸トンネル、若戸大橋は今月から無料になっていますよ。それでもものすごく渋滞を避けて通勤できる芦屋町からですよ、芦屋町から通勤できる、圏内にあります。そしてあのトヨタ九州工場、宮若です。素晴らしい工場ですよ、ここは。世界一の工場。クオリティの高いものを生産するというものづくりの世界一の工場に去年も選ばれて、一昨年も選ばれております。こういったところがです、30分以内にあるですよ。こういったところに勤めている人たちが、トヨタ以外はです、言っちゃあ悪いですけど、工業団地とか、やっぱり新日鉄の中で空気が悪いですよ。こういうことはあまり言っちゃいけないらしいんですけど。でもその芦屋町って環境がいいじゃないですか、すごく。本当、朝起きたら私の家なんかね、シーブリーズの匂いがしますよ。本当それで浄化されてるような感じがします。

そういったね、素晴らしい環境がもう30分以内で家に帰ってこれるんだから、また、我々の芦屋町に住んでいただきたいなあと。まあベッドタウンとしてね、芦屋町はこれからどんどん売り出していけばいいんじゃないかと思うのであります。

それですね、あの教育長、社会見学とかね。やっぱり今、あれですかね。トヨタに社会見学させたりとかいうことありますか。トヨタは本当に私2回ぐらい見に行ってますけど、この組合長さんは芦屋町の人で、トヨタの世界的なね、あれでもう有名な方ですよ。たった27分で通勤できるんですよ。こういうところをいっぱい見せてですね、子供たちに。それでこんな近いところにこんな素晴らしい職場があるんだということを教えるには、やっぱり社会見学が重要じゃないかと思うんですけど。いいですかね、いきなり。通告なしに。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

えっとですね、社会見学の報告書というのが上がってきました。ちょっと何年生が行ったか学年は覚えてないんですけども、4年生、5年生ですかね。社会科で産業が出てくる多分5年じゃないかなと思うんです。もし間違っていたら申しわけないんですが、間違いなくトヨタの工場に見学に行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

いや、本当、あの素晴らしい工場ですし、トヨタのその生産システムというのは、本当、一般社会でも、普通の企業でも役場の中でも通用するようなことがいろいろありますので、いろいろな意味で参考にしていただけたらなと思います。

それで3番、要旨3の芦屋流移住・定住の推進についての進捗をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋流移住・定住における企画政策課の取り組みについてお答えいたします。

企画政策課では、平成28年度に地方創生加速化交付金を活用し、芦屋町移住定住事業に関する調査委託事業を実施いたしました。主な調査業務委託の内容は、移住・定住施策に関する芦屋町の現状と課題整理、芦屋町の地域特性から判断される移住の主なターゲット、現行の定住施策の今後の方向性及び新たな移住・定住施策の提言です。この調査報告を受け、移住・定住の拠点

整備やトライアルステイなどの検討を行いました。費用対効果や実現可能性などの課題が解決できなかったため、事業実施には至っておりません。

企画政策課からは以上です。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課所管の事業について報告いたします。

まず移住・定住促進プロジェクトの指標となっています定住促進奨励金等助成事業活用件数は、平成26年度基準値12世帯、平成31年度目標値60世帯となっております。平成27年度からの申請数は、27年度43世帯、28年度33世帯、29年度47世帯、30年度11月末現在で43世帯で、合計145世帯となっており、目標値の60世帯を大きく越しております。

次に、空き家有効活用プロジェクトの指標となっています空き家の有効活用件数は、平成26年度基準値12件、平成31年度目標値50件となっています。中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度として、平成27年度1件、28年度3件、29年度6件、30年度2件、合計12件。また、28年度から開設された空き家・空き地バンクは累計13物件の登録がありますが、目標値の50件にはまだ到達はしていない状況です。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

145世帯の方が芦屋町に移住、定住してきているということではありますが。私これ、この方たちがよそに働きに出ているのか。おそらくそうだと思います。その中で、芦屋でお店を出したとか、何か起業しているというようなデータがあればと思いますけど。今、突然言われてもあれですもんね、はい。

それですね、移住・定住に成功している町を御紹介したいと思います。資料10ですね。これ、私どもの総務財政委員会の視察で10月17日にですね、徳島県の美波町というところを訪れました。ここはサテライトオフィスの取り組みで有名なところですね。17社が、東京や大阪のベンチャー企業がですね、サテライトオフィスを開設して、若者が移住しております。人口約6,800人。一般会計の予算が65億円という小さな町であります。美波町はですね、昔から漁業の盛んな町で有名であります。四国霊場23番札所、薬王寺の門前町として栄えました。しかし現在ではですね、進学や県外就職によって地元を離れた若者や高齢者の増加で過疎の一途をたどっています。そんな美波町ですが、明治時代から残る歴史ある建物をリノベーションし、

交流スペースにしたり、使われていない老人ホームや遊休施設を再利用し、オフィスにしたりと、古民家再生に力を入れているということです。取り壊すしかなかった歴史ある建物が、再利用することで美しい町並みの景観を残すとともに、町の人たちの思い出を残すことにつながると言っておりました。この古民家なんですが、ほとんど町へ寄贈されたものらしいんですよ。町もですね、修繕費、改修費にわずか3万円と。それ以上はかけない、かけたくないと言っておりました。

それで資料11を見ていただきたいんですが、「本社は田舎に限る」という本を出されている美波町の参与もされております吉田さんという社長なんですが、この方ですね、サテライトオフィスを我々は訪ねました。ここはですね、銭湯をリノベーションしてまして、全くお金をかけていません。目隠しですね、板材だけ張りつけている状況で、いつでもですね、銭湯を復活できるというような感じで壁紙のタイルも富士山のような絵がですね、残ってありました。それで、本社をですね、移転したきっかけということでありますが、やっぱり3.11の大震災にあるというんですよ。彼は東京に会社を構えておってですね、コンビニがですね、あのときに一瞬ですね、品物がなくなったというんですよ。どんなにね、お金を持っておっても、物がなければ買えません。そして、家に帰るのにもですね、電車もとまって、歩いてもう8時間かけて帰ったとかいうことだったんですが。好景気なのか、東京ではね、社員を募集しても来ないと。それがですね、故郷の美波町で会社を移せばですね、昼休みにサーフィンができるとして、これで有名になったわけですよ。ここが、1社がここがですね、サテライトオフィスを出せば、出したら、まあ呼び水のように次から次へと17社が追随してくるわけですが。この彼はですね、この映画化されてですね、この春に「波乗りオフィスへようこそ」という映画になります。それで、お金をね、出すから映画を撮ってくれよというようなことじゃなくて、ここにもこれを映画にしたいんだということで、こういうことで地域おこしもやっておるということを聞きましたね。

それですね、サテライトオフィスの定義って何なんでしょうかね。支店や営業所とどう違うのかと思うんですよ。いきなり質問したらあれなので、これはヤドカリじゃないかと思うんですよ。合わなければですね、東京に帰ればいいと。社員同士、人間関係でね、もめたりしたら、どっちかがサテライトに行ってくればいいんじゃないかとか、働き方、ワークスタイルの提案なんだと思います。

それでは4の芦屋ならではの起業の支援についてお尋ねします。

具体的施策として掲げている芦屋町の土地利用を生かし、ITクリエイターの起業・誘致の推進、空き店舗、空ビル、賃貸住宅や空き家などを活用した企業誘致やサテライトオフィス誘致の推進についてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

総合戦略の具体的な施策で、産業観光課が所管しておりますITクリエイターの起業・誘致並びに空き店舗、空き家を生かした起業・誘致の推進状況につきまして、答弁いたします。

最初にITクリエイターの起業・誘致の推進につきましては、平成30年第1回定例会において、田島議員より同様の質問がなされておりますが、その後、補助事業の見直しを行い、新たな支援を今年度より行っておりますので、これも含めて説明させていただきます。

まず、ITクリエイターの起業・誘致の推進につきましては、前回は答弁したとおり、創業等促進支援事業補助金が、起業を推進するための支援策であることは変わりありませんが、新たに、従前よりございました空き店舗等活用事業補助金について、今年度よりIT関連やクリエイターの方も活用できるよう見直しを行いました。このことによりITクリエイターの起業・誘致の推進につきましては、現在2つの補助事業を活用し、推進しております。

次に、空き店舗、空き家を生かした起業・誘致の推進につきましては、従前より空き店舗等活用事業補助金を支援策としていましたが、空き家や賃貸アパートなどは対象となっております。このため、先ほどITクリエイターの起業・誘致で対象業種をふやしたことを触れさせていただきましたが、空き家に関することもこれにあわせて見直しを行いました。この見直しにより、今年度からは空き家や賃貸アパートについても補助対象となり、さらに補助エリアについても正門通り商店街を中心とした商業地域から芦屋町全域といたしました。このことにより、総合戦略の具体的な施策である空き店舗・空き家を生かした起業・誘致における空き家にも対応する補助事業となっております。

これらにより産業観光課としては、現状として補助制度においては、総合戦略の施策を推進する体制が整ったと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

サテライトオフィスの誘致については企画政策課のほうでお答えいたします。

このサテライトオフィスの誘致につきましても、本年3月議会の田島議員の一般質問でも答弁いたしました。北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに計上されているコンタクトセンターテレワーク拡大・推進事業で、6市11町の連携事業の取り組みになります。

事業内容は、働く人の利便性と起業のセキュリティ確保に配慮したサテライトオフィスによるテレワークを実施し、圏域で子育て・介護等を行う人が、その能力や希望、ライフステージに応じて仕事と私生活を両立しながら継続的にキャリアを形成し、働き続けることができる仕組みづ

くりを行うもので、業績としては、圏域内におけるテレワーク拠点の検討件数が1件、これは豊前市ですが、となっております。なお、今後、芦屋町においても、10席程度の空き事務所などがあれば、北九州市への情報提供を行っていきたいと考えていますと答弁しておりましたが、現時点で情報提供は行えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

いろいろ僕も調べて回ってきたりとか、視察に行ったりとかした中で、芦屋町のいろいろな子育てに関してやら創業支援とか、空き店舗対策の補助金とかあって、解体費用とかいろいろありますけど、これはよそと比べても上をいっているとか、本当すばらしい施策なんですよ。これが我々は議会に出ておるからよく知っていることなんですけども。これとか、ほかの方たち、ほかの市町村とか、全国のそういう人たちに対して届いているのかなというのがあるんですよ。この美波町やらですね、有名な神山町ですよ、徳島県の。そういったところと比べてもですね、自然環境なんて負けませんよね。まあそうやって補助金関係もそうですし、こういったどのような方法で周知をね、図っているのか、北九州市に知らせるだけじゃなくてですよ。全国にどんどん発信していかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

商工業の支援にちょっと絞ってですね、ちょっと答弁させていただきたいと思います。

今年度先ほどの答弁でも申しましたが、創業等促進支援事業補助金並びに空き店舗等活用事業補助金の更なるPRを図るため、2つの補助事業ごとのチラシの作成を行っております。合わせてですね、商工会と連携して新規創業希望者などに対する情報提供も行っております。この中で、まだまだこの情報提供が足りないという部分はあると思います。ですので、今後のですね、ちょっと展開というか、予定をですね、ここで申し上げたいと思います。今後につきましては、国、県、町のさまざまな補助制度を総合的に掲載したパンフレットを今年度中に作成するとともに町のホームページにおいても、新たに商工支援に関するページを作成することとしております。また補助金のチラシや総合パンフレットにつきましては、各種研修会での配付や周辺金融機関等への配架を働きかけていきたいと考えております。さらに、首都圏でのPRを推進するため、これらパンフレットの配架について、東京都千代田区に新たにオープンいたしました福岡県のアンテナレストランへの要請や、ほかにも施設がないか福岡県東京事務所にも働きかけを行うなど、今

までよりも範囲を広げて、新規創業希望者等の掘り起こし並びに情報提供を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

東京事務所やらアンテナショップですか。レストランもできておるんですか、福岡県の。そういったところでPR活動を、方法をPRしていくということではありますが。あの北九州市なんかは、何かいろいろなことをされていますが、何か人気のね、ユーチューバーさんに観光大使になってもらって、週何回か北九州のPRの動画を流してるということでもあります。まあいろいろな方法があります。まあ、これからどんどんまち・ひと・しごと総合戦略も書きかえていただいですね。もう選択と集中でもう見捨てるもの、いらぬものはどんどん切っていくって、もう資本をです、芦屋町の強みの部分にある分野について投資、投下していくほうがいいのではないかなと思うんですよ。

そんな中で見捨てられている部門の1つかな、放置されているかなと思うのが、商店街のね、空き店舗を見てみると、私がいた、借りていた物件なんかですね、今、私が出た後、二、三借りたんだとかいう問い合わせが、私のところにあたりするんですが、あの物件なんかはですね、3階までブロックのブロック塀なんです。それで調べてみると、その補強がされていないという危険家屋であります。例えば、ラガーマンがタックルしたらもう崩れてしまうぞというような状況らしいんですよ。で、よくこれがこの今の今まで崩れずにいたなあということ。やっぱり、7月ですね、大阪での地震で小学生の女の子が被害に遭われましたよね。それから、全国いろいろなところで見直しやらで調査が入ったんでしょう。そこの大家さんも慌ててですね、消防署か何かから電話があったんでしょうね。保険はもうそういう物件だから入れないという状態です。5社、6社に見積もり頼んでも建て直すぐらいのお金がかかってしまうと。保険は先ほど言いましたけども、見放されてるでしょ。地震や天災では保険が下りないからとか言って開き直っているところもあるわけですよ。これをね、このまま危険家屋として放置しとっていいのかなと。よく今まで何回も、これね、この問題を取り上げたことがありますよね。これパチンコ屋さんのモナコの跡地ですよ。名前まで言っちゃいけないんですかね。あそこですよ、要はアスベストの問題があって、手つかずのまま放置されておると。それでね、大家さんはうちのその店舗もパチンコ屋さんの跡地も芦屋にいないんですよ。遠くにおればですね、全然そのそういった状況がわかりませんよね。しかし、芦屋町の中心市街地に大きな核テナントですよ。あれが2つドーンとあって、我々はもう目が慣れてしまっ、何とも思わなくなっているんですけ

ど、よそから人が芦屋町に入ってきたときに、やっぱり目立つんですよ。あの大きなその物件がですね、醸し出すその雰囲気というものが町のイメージを損なっているのではないかと私は感じますよね。今の芦屋町の景気の状態は、いいとは思いません。以前のようにね、活気あふれる町と思えない状況ですよね。昼も夜もですね。やっぱりね、あの大きなテナント、手を入れていかないとあの町の中心市街地はどうなるのかなと思うのでありますね。なかなかこれは民民の問題だからと言って今まで遮られ、断られてきたんですけど。あの大きな物件について、町長どうですかね。あのままでいいのでしょうか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

誰しものがあの建物、あの場所は気にしているところで、ちょっといろいろ調べさせさせていただいたんですけども。いろいろ複雑なですね、今、民民と言われましたが、謄本をとってみますと、ちょっとややこしい。言われたように建物、アスベストということですね。ちょっと手つかずということで、地主さん方が動いていただかないとこちらがどうだとかいうと、またややこしいことになろうかなと思いますので、民間のいろいろな事情によって、そういうふうなケースが起きているのかなあと考えておりますので。まあ気にはしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

先ほどですね、サテライトオフィスの誘致についても、まあ3月議会でしたかね。10席程度の場所があればとか言われて、先ほどもまた同じような答弁お聞きをしましたが、あれだけのね、200坪の昔のかじやですね、ハローデイ跡地の。200坪で1階、2階で400坪ですよ。そういったところをやっぱり利用していくとかですね。またアスベストの問題のあるあのパチンコ屋の跡地ですけど、大家さんは100万で買ってくれんかという話も以前あったそうですよ。ただアスベストだからどこも進んでね、除去する工事に入ってくれるところがないから、どんだけのお金がかかるのかということです。かじやの、私が出たね、テナントもですね、四、五年前にあそこを更地にしていただければ、近隣の幼稚園さんがですね、購入してもいいというような話も持ちかけたんですが、そのときにはなんとも危機感はなかったんですよ、大家さんは。しかし、今となってはですね、もう遅いですよね。当時、四、五年前は1,000万円って言われていた解体費用が今はもう三千何百万とかいう、値段が釣り上がってしまって、そこまでして解体してまたね、いろんな意味においてどうなんだろうかと大家さんから泣きつかれても、ど

うしようも今ないんですよ。一応、町にはもうそういうことで伝えますよということで、私はきょうここでちょっと問題提起としてね。この2つの巨大な物件を解消しないと芦屋町の商店街の再生はできないんじゃないかということで、皆さんに聞いていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

ここで田島議員に対する議員辞職勧告決議案の動議を提出いたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

ただいま、貝掛議員から田島議員に対する議員辞職勧告の動議が提出されました。この動議は、一人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることは可決することに決定いたしました。

追加日程第1、田島議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題といたします。

本件は、田島議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、田島議員の退場を求めます。

[議員 7番 田島 議員君 退場]

○議長 小田 武人君

それでは、本件について、貝掛議員に趣旨説明を求めます。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

6番、貝掛でございます。

芦屋町議会議員、田島憲道氏の一連の発言及び行動は議員として品位と資質に欠けていると考え、次のとおり議員辞職勧告決議案を提出いたします。

1、議員としての品位の保持。地方自治法第132条の品位の保持には、議員は無礼な発言を

使用し、他人の私生活に当たる言論をしてはならないと規定されているにもかかわらず、平成30年第2回定例会の一般質問の冒頭で松岡議員に対する尋常ではない暴言と敵対行動をとったことは132条に違反しています。

2、無責任発言について。平成30年第2回定例会一般質問においては、事実確認が取れていないにもかかわらず、みずからの見た目の判断、あるいは人から聞いたことをうのみにして自衛官が覚醒剤を使用している、子供たちが薬物を使用している等の発言をされました。また、インターネットにおいても子供たちに薬物が蔓延している旨の書き込みをしております。議員の発言の重みを鑑みず、このような発言をされたことによって、芦屋町は多大な悪影響をこうむり、関係団体、芦屋基地あるいは教育委員会の信頼を失墜させました。何よりも子供たちが薬物を使用している旨の発言により、芦屋町の小中学生への影響が非常に懸念されております。このような現状において、関係団体から抗議文が提出されました。一般質問においては、関係団体から抗議文が提出されたことはいまだかつてなく、前代未聞であり、全く無責任な発言と言わざるを得ません。

3、田島議員が提出された議長不信任案についてでございます。議会運営基準107に規定されている議案に対する一般質問を行わない。このことを遵守することなく、議長に対して不信任を抱くことは本末転倒であります。また、議長不信任案の提出理由の一つとして議会改革を挙げておりました。しかし、田島議員は小田議長になり、議会運営に絶大な権限がある議会運営委員会の委員長を2年間務めております。どうしてそのときに議会改革ができなかったのか。田島議員本人にも責任があるにもかかわらず、議会改革が滞っていることを一方的に小田議長に責任を転嫁させようとしておりました。このことは議員全員の問題であり、議長不信任に値するものではなく、自分の意に沿わなければ人を追い詰めていく、権力の乱用としか言わざるを得ません。

4つ目に、田島議員が提出された民生文教常任委員長不信任案についてでございます。29年第4回定例会の民生文教常任委員長不信任案に関して、先般の議長不信任案の折には議長の責任を追及されておりましたが、この案件は未成年の案件であり、議長は適切な判断をされており、実際にこのことはマスコミもこの不信任案の内容は取り上げませんでした。事件にもなっていない、事実かどうかもわからないことを、ただ一方的な意見だけを酌み取り、第三者である子供の個人的な問題を議場で取り上げ、町民が知ることとなりました。未成年の問題を個人が特定されるような形で公の場である議場に持ち込むことは絶対にあってはならないことであり、その行動をとられた責任は非常に重いと考えます。民生文教常任委員会の不信任案につきましては、私を追い詰めることじゃなかったんですね。これが出されたことによって、私の子供を追い詰めた。この議会が。いわゆるいじめですよ。広報で町民の知ることとなった。私の子供もそのことによってひきこもりになりましたよ。議会がそういうことをやって、いじめはなくなりません。まあ

そういうことでありますけども、以上のことから、田島議員の発言、行動は議員としての資質が不適格と言わざるを得なく、ここに田島議員の議員辞職勧告決議案を提出いたします。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

本件についての質疑を許します。質疑ございませんか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今、貝掛議員の趣旨説明を聞きましたので、それに対して質疑をいたしたいと思います。

初めて今聞いたのですよね、まだよくまとまりませんが。確かに言われたように、田島議員が議会でですね、無礼な発言をしたということは事実であるというふうに思います。特に一般質問の冒頭で松岡議員への発言、対する発言、それから事実が確認されていないことを一般質問で取り上げですね、混乱させた問題とか、そういった点は確かにあったというふうに私も思います。ただ、9月議会ではですね、そういったものを踏まえて、最終日に田島議員本人が議会に対して陳謝と、そして各関係した団体に対して謝罪に行くという、そういったことをですね、最終日に本会議で確約しています。私はやっぱりそういった点ではですね、本人もやっぱり反省しているという点があるので、議会としてやらなければいけないことは、やっぱり議員辞職ではなく、その9月議会、本人が最終日に確約した各団体への謝罪、これをですね、完全に遂行させるという、そういったことをですね、議会として取り組んでいくべきではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

確かに、田島議員は議会の場で謝罪をしております。各団体に謝罪に行くと言われて本当に反省しているのであれば、その謝罪をしたらすぐに各団体に出向いて、このような発言をして申しわけございませんでした。私が間違っておりました。すぐに行動に移すべきではなかったのではないかと私は考えております。各関係団体に行かれたということは聞いております。しかし観光協会におかれましては、この議会が始まる何日前に謝罪に行ったと。そしてまた、芦屋基地には一切謝罪にも、連絡も謝罪にも出向いていないし、連絡も入っていないということを聞いております。これで本当に反省をしているのかというところが私としては疑問でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

私もですね、まあ、ああいったふうに謝罪をした中で、当然行っているというふうに思っていました、後で聞いたところによると、まだ行っていない団体があったということでしたし、また、先ほど言われましたように、観光協会にはこの議会前にですね、挨拶に行っているが、自衛隊に対しては、それができていないということを伺いましたので、なぜできてないかということをお聞きしたところ、先ほどの一般質問の中でも本人が言いましたように、本人がいろいろな事件にかかわって、その関係で自衛隊ともかかわっている問題があるので、刑事事件が解決した中で、自衛隊のほうには謝罪に行きたいと思っていますということを言っていましたので。まあ、そういった点では、確かに不十分な点はあるとは思いますが、本人にはやっぱり謝罪する意思があるというふうに思っていますので、私は、議会としてはやっぱりそういったことをですね、ちゃんと議会としても、自衛隊との関係を正常化するためにも議会がやっぱり力を尽くし、やるべきじゃないかと思いますが、そういったことではだめなんではないでしょうか。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

議会がですね、謝罪せい、謝罪せいって言うて行くのじゃないと思うんですね。本人がみずから本当に反省しているのであれば、何も言われずとも行くとは思いますが、これが本当の謝罪じゃないでしょうか。もう一つ、その刑事事件があるから、自衛隊には謝罪には行けないということですが、それならばそれで、芦屋基地のほうに一報を入れていいのではないのでしょうか。芦屋基地関係方々、何も一切も連絡がないと。どうなっているんだ。まあそういう意見でございます。まあもう一度言いますが、自分が刑事事件等にかかわってですね、謝罪に行けない。基地に迷惑かかると思っているのであれば、電話でもいいじゃないですか。すみません。ちょっと事件にかかわっておるのでこれが片付いてからしっかりと謝罪に行きます。よろしく願います。これが誠意じゃないでしょうか。これもせずして、ただ単に川上議員からどうして行かなかったのかと言われて、そういう言いわけをするということ自体、反省されていないのではないかと私は感じます。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、本件についての質疑を終わります。

お諮りします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

本件についての討論を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、田島議員に対する議員辞職勧告決議に反対の立場から討論いたします。それと、これはこの田島議員の、この辞職勧告決議の問題だけではなくですね、議会のあり方としてのものも含めて発言いたします。

田島議員辞職勧告決議は、選挙によって有権者からその権能と身分を負託された議員に対して、一議員が辞職を強要するということの重大性を考えなければいけません。議員辞職勧告決議は、議員の身分や名誉に深くかかわる大変重い議案でありますから、専門の調査委員会を立ち上げ、時には何カ月もの慎重な調査と議論を尽くして提出されるものであり、軽々しく提出されるものではありません。議員辞職勧告決議は成立しても効力はなく、かえって議会の権威が損なわれることもあります。法的な問題について言えば、地方自治法には議員辞職勧告決議についての規定はありません。法律上認められ、規定された議案ではないので、単なる議会の意思決定を求める議案ということになります。しかし、議員に議案提案権があるからと言って、何でも提案してよいものではありません。選挙有権者から支持され当選した議員に対し、議員が辞職を強要することになる議員辞職勧告決議は議会においてはふさわしくないものとされています。

当該議員が議員としての適当か不適当かは、選挙した有権者、町民が判断すべきことです。選挙された議員が同じく選挙された議員についての適、不適を判断する権利はありません。それは4年ごとに行われる選挙で有権者が判断すべきことであるからです。その他議員辞職勧告決議の問題点として以下の4点が指摘されています。1点目は、議員の任期4年は法律で保障されていること。2点目に議会が辞職勧告決議案を可決しても法的拘束力がないこと。3点目に当該議員が辞職勧告決議に従わなかったとき、議会の権威が低下すること。4点目には、このような不祥事で逮捕された議員があった場合には、議会の議決に従って辞職したとき、仮に将来無罪であることが確定した場合、議員の資格や名誉を回復される手段がないということなどです。これらのことから議員辞職勧告決議案の動議の提出には賛成できません。不祥事を起こした議員は、みずからが住民代表の議員として適、不適のいずれかであるかを判断する必要があります。どうい

う方法で政治的責任を取るかは、当該議員が決めることであり、議会や同僚議員が辞職勧告決議で議員に強要するべきことではありません。一般的に、議員辞職勧告決議案の取り扱いをめぐり、議員間が対立し、議会本来の使命である議案の審議が停滞する事例もありますが、これでは議会が住民の信頼を失うことになりかねません。議員辞職勧告決議案は議会に関する問題ですから、本来、議会運営委員会に付託されるべきものです。ここで提案者の説明を聞いた後、議会の議決事件になじむかどうか十分審査する必要があります。本人の弁明を初め、参考人の意見を聞き、辞職勧告決議の法的性格、妥当性等を当該議員の問題ではなく、議会の意思決定として適切であるかどうかを掘り下げて論議することが求められます。今回の田島議員に対する辞職勧告決議案は動議により、議員の賛成により提出されています。議会としての調査や審議は尽くされていません。当該事案に対する質疑において議員辞職勧告決議について行政実例の中では、一議員の辞職勧告決議を議員提案として発議することについて、議会はこれを議決すべき事件として取り上げられるかということの昭和26年の大牟田市議会の質問に対し、当時の自治省の行政課長は「地方自治法第112条の議会の議決すべき事件には該当しない。なお、機関意思の決定としての議決としても適当ではない。」との回答をしています。田島議員の一般質問における不適切発言と、その後の対応が不適切であるということを確認した上で、また先ほど貝掛議員が言われたほかの点についてもですね、そういった点では理解できますが、この事件は議員辞職に値するものでないと考え、議員辞職ではなく9月議会最終日に本人が確約した各団体への謝罪を完全に遂行させることが議会として行うべきことであると考えます。

最後に、最近の定例本議会では、動議による辞職勧告等が頻繁に出されています。安易な提出は議員としての見識にかかわるとともに、議会の品位と権威を傷つけかねない行為というほかにはありません。私はこういったことは慎むべきだと考えています。

以上のことから反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませつか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

田島議員に対する動議は議員の品位の保持と議員としての無責任発言についてでありました。田島議員の発言にはですね、発言につきましては、30年第2回定例会において、子供が薬物を使用しているとか、町内に薬物が蔓延しているとか、基地の隊員が覚醒剤を使用しているという、そういった発言をされたことで、この議会において調査特別委員会が設置されました。その結果、事実を裏づけるものは何一つありませんでした。あたかも事実のような無責任発言で不適切な発言であったということが明らかになったわけであります。この発言で芦屋基地や商工会、PTA、観光協会等の関係者に多大な迷惑をかけてしまったことは事実であります。なお、田島議員は9

月19日の定例会最終日に、この本会議場で謝罪はなされました。その際、先ほども話が出ましたように関係者のところにも謝罪に回りますと言われました。その後、私が知る限りですね、謝罪に動いた先は商工会と観光協会だけであります。それも自分の発言した内容が間違っていたとかそういう話は一切なく、挨拶程度であったということを確認しております。PTAさん関係に聞きました。PTAさんのほうにつきましては、連絡は一応あったけれども、もう受け付けていませんという拒否反応が強かったということです。芦屋基地においては、電話1本されておられません。お伺いしたいと、こういった話も一切あっておりません。本当、関係者は怒っていますよ。

私は田島議員が本心から謝罪する気持ちがあったとは思っていません。それは特別委員会、私も委員ですが、特別委員会の席に参考人として入ってきたときの言葉、今でも忘れませんが、私たちに向かって「朝までとことんやりましょう。」という発言をしたんですよ。こういったたんかを切ったことが頭に私もありますので、彼は本心からの謝罪をしようという気持ちがないとは思っています。

謝罪に回った、まあ、一応お伺いに回った商工会、観光協会等について何も中身を触れなかったと言いましたが、こういう謝罪に回るときはですね、私が発言した内容は事実でありませんでしたという文書を持って、そして謝罪に上がるべきだと私は思います。これが謝罪です。また、29年第4回定例会において、貝掛議員に関する私的な内容にあるにもかかわらず、当時の民生文教委員長に対する辞任動議を出したこと、30年第3回定例会で自分たちが、まあつくったという言葉は悪いかもかもしれませんが、議長に対して議会改革をしなかったからという理由で議長の不信任案提出を動議した。これむちゃくちゃです。議会人としての資質を私は疑わざるを得ないと思います。なお、私は町民の方から負託を受けた議員の1人として田島議員がなぜこのような暴挙に出たのかはわかりませんが、それらをまかり通す議員の判断力、レベル、私はもう恥ずかしい。私は自分自身思っています。したがって田島議員の一連の発言には責任を取ってもらえないといけないと思います。同時に芦屋町議会の品位・権威を著しく失墜させてしまったことから、田島議員はみずから議員を辞職すべきだと考えます。よって田島議員に対する議員辞職の動議には当然のことと思ひ、賛成します。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。今、貝掛議員のほうから趣旨説明がございました。特に私自身が思っていることについて、この動議に賛成する立場で意見を述べさせていただきますけれども。この趣旨説明の初めにありました私の件ですけども、これにつきましてですね、第2回の定例会の一般質問の冒頭に田島議員がここから私に向かって、お前は、あなたは、松岡議員は公明党の議員かと。

一般質問で私、前の日に行ったわけなんです、そういう発言でありました。これが冒頭の発言で、私に何のことかわからない中でですね、発言されて、その後もずっと敵対行動されて、やるんかという形の敵対行動もとられたわけですけども、私は何のことか全然わかりませんでした。そういうことですね、その裏が全然わからない中で、できればそういった話をされるのであれば、冒頭の話ですので、客観的に見てですね、事前に調整があつてというか、お話があつてもしかるべきかなど。松岡さんこんなことがあつただけですけどどうなのという話は当然あつてしかるべきなところですね、全くなかつたわけですね。そういう意味からすると、それはやっぱり計画的に冒頭ですので、裏には何かやっぱり意図的なものがあつたんじゃないかと私思うわけですね。本会議場でそういったことをやっていいのかどうかという、やっぱり資質的なものとか品位を保つ意味というのは非常に重要かと思うんですね。

先ほど川上議員のほうからもありまして、やっぱりその、こういった名誉毀損、議員辞職とか、そういった決議をすることは非常にやっぱり重いなあって私は思うんですけども、そういったですね、本会議場でですね、何か計画、意図的なものがあるようですね、行為をすることを事前にわかってやるということは、それなりの覚悟を持ってやっておられると私は思うわけですよ。そういう意味からすると、やはり資質的に品位的なものがどうなのかと。田島議員もそういった支援者の方から支持を受けてですね、議員になっておられると思うんですけども。こういったことは議場をずっと見ておられる方はわかると思うんですけども、なかなか議会だよりでもそこまで伝えることができるかどうかと。判断を町の皆さんに委ねると言いながらもですね、それは非常に難しいんじゃないか。そういう意味からするとこれを可決することによって、それを、議員辞職させるということはできないかもしれませんが、やはり議会としてはそれをふさわしくないよということをしっかりとですね、町民の皆さんにお伝えする責務も私たちもあると思いますので、これについては賛成いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

私は今の動議の反対の立場で反対討論をさせていただきます。と申しますのも、先ほど川上議員がおっしゃったように、やっぱり私たちは住民から負託され、そしてその中でこの議会活動というのをやっているわけです。安易に動議のラッシュ、ラッシュアワ一的にね、出してそれで混乱する議会という形で、そういった形は、やはり今後の活動の中にも影響してまいります。つきましては、一つの手続として運営委員会なり、そういったところできちんと審査されたその内容がこのテーブルに上がってくるというふうな形が今後の議会の中にも必要だと思うし、またその

ぐらいの考え方を持って行動を今後ともやっていかなくちやいけないというふうに考えておりますので、反対の立場で討論させていただきました。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

賛成の立場でちょっと発言させていただきます。

今の刀根議員がこのような問題については、事前に議運で調整しなさいと発言されました。昨年の29年の12月に出た貝掛議員の動機についても何も調整はない。また、今年の9月の定例会初日に出ました議長不信任案についても何も調整がない。詭弁性だけを言って、そのときの場を繕うというのはいかがなものかと思っています。

私も議会の中で、今回、田島議員の一般質問の発言内容の真偽についての委員長を務めさせていただきました。その中でいろいろ関係団体にもお聞きしましたし、事実ということは確認が取れませんでした。私が思いますのは、仮にそのようなものが町でうわさされておれば、御本人が事実確認をすべきだと思っています。特に子供たちのことについて、私も学校教育のほうにお尋ねしましたが、一切来られていないと。私であれば、まずこういうよううわさがあるが、事実なのかと。学校はどのように対応してるのかということが先決だと思うんです。それも何も聞かないで、このような議会を混乱させるような問題を起こす。このこと自体が私は議員としての資質に欠けているのではないかという思いがしております。これは一連の問題、この中で上がっておりませんが、ブログの中にもいろいろ書かれております。自分の正当性を求めるために、皆さんに正しいことじゃなくて、自分の思いだけを伝えているブログもたくさんあります。やはりこれはみずから自分の資質を高めるために見直すべきところは見直す必要があるという考えを持っておりますので、今回の議員辞職については賛成をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、田島議員に対する議員辞職勧告決議案について賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

可否同数であります。したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決をいたします。

この動議については、可決と裁決いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）何の件でしょうか。

○議員 5番 妹川 征男君

今議長の判断で否決としますと言われたんですね。（「可決」と呼ぶ者あり）はい、（「可決」と呼ぶ者あり）可決、ありゃ。あの4分の3とか3分の2とかいうことは違うんですか。

○議長 小田 武人君

可決しましたから。可決しましたから。

田島議員の入場を求めます。

〔7番 田島 憲道君 入場〕

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時32分散会
